

3. 国際的な取組の推進

世界の森林面積は減少傾向にあり、持続可能な森林経営の実現に向けた国際的な取組が展開されている。

以下では、世界の森林の現状を概観した上で、持続可能な森林経営に関する国際的な取組と我が国による森林分野での国際協力について記述する。

(1) 世界の森林の現状

国連食糧農業機関 (FAO^{*92}) の「世界森林資源評価2010^{*93}」によると、2010年の世界の森林面積は40億3千万haであり、世界の陸地面積の約31%を占めている (資料IV-37)。

世界の森林は、2000年から2010年までの10年間に、植林等による増加分を差し引いても、年平均で521万ha減少している (資料IV-38)。

地域別にみると、アフリカと南米では、主に熱帯林の伐採により、それぞれ年平均300万ha以上の大規模な減少が起きている。一方、アジアでは、主に中国における大規模な植林により、年平均224万haの増加がみられる。

森林の減少・劣化は、地球温暖化、生

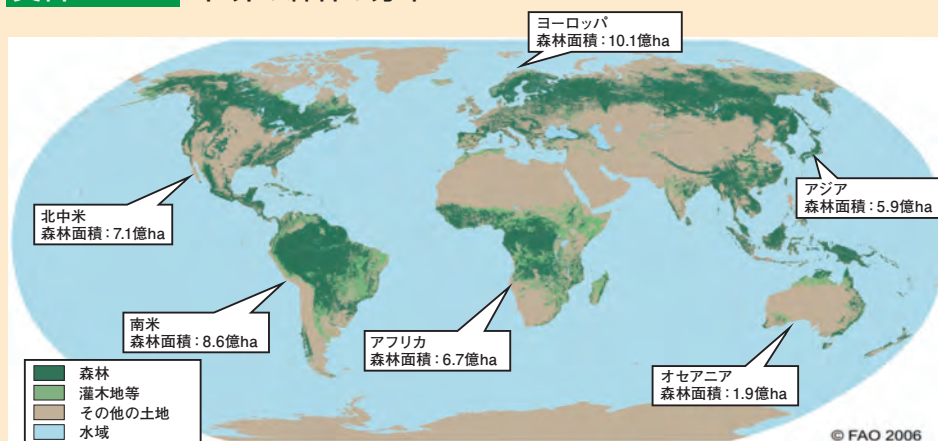
物多様性の損失、砂漠化の進行など、地球規模での環境問題を更に深刻化させるおそれがある。このため、我が国は、各国政府や国際機関、NGO (非政府組織) 等と協力して、持続可能な森林経営を推進するとともに、開発途上地域における森林の整備・保全に協力している。

(2) 持続可能な森林経営の推進

(国連における「持続可能な森林経営」に関する議論)

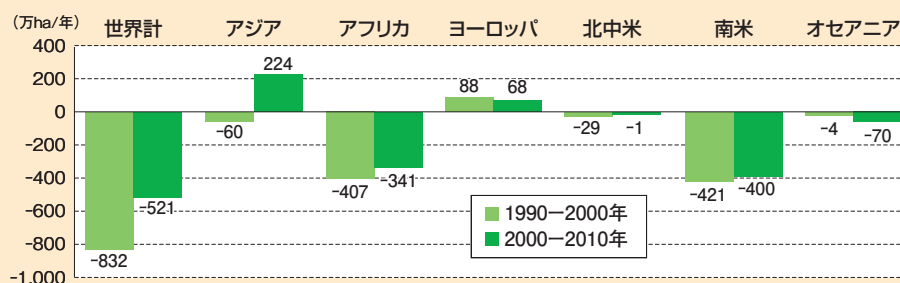
持続可能な森林経営の実現は、1992年の「国連環境開発会議 (UNCED) (地球サミット) 以降、地球規模の課題として認識され、国連を中心に国際的な議論が進められている (資料IV-39)。

資料IV-37 世界の森林の分布



資料: Food and Agriculture Organization of the United Nations 「Global Forest Resources Assessment 2010: progress towards sustainable forest management (世界森林資源評価2010)」

資料IV-38 世界の森林面積変化(地域別)



資料: FAO 「世界森林資源評価2010」

*92 「Food and Agriculture Organization of the United Nations」の略。

*93 FAO (2010) Global Forest Resources Assessment 2010

「地球サミット」では、持続可能な森林経営の理念を示す「森林原則声明^{*94}」が採択された。「森林原則声明」は、世界の全ての森林における持続可能な経営のための原則を示したものであり、森林に関する初めての世界的な合意である。

以後、国連では、持続可能な森林経営に関する対話の場として、「森林に関する政府間パネル(IPF^{*95})」や「森林に関する政府間フォーラム(IFF^{*96})」等の会合が継続的に開催されてきた。2001年以降は、経済社会理事会の下に設置された「国連森林フォーラム(UNFF^{*97})」において、各国政府、国際機関、NGOの代表者により、森林問題の解決策について議論が行われている。

2007年に開催された「UNFF第7回会合(UNFF7)」では、「全てのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書(NLBI)^{*98}」とその実効性を確保するための2015年までの作業計画が採択された。

2011年1月から2月にかけて開催された「UNFF第9回会合(UNFF9)」では、NLBIの実施状況の評価と課題や、持続可能な森林経営の実施に向けた資金・技術協力等の在り方について検討が行われ、閣僚宣言が採択された。同宣言では、持続可能な森林経営とNLBIの重要性や、NLBI実施のための国際協力等の今後の取組を明らかにした^{*99}。

〔「リオ+20」の開催〕

「地球サミット」から20年目となる2012年6月に、ブラジルのリオデジャネイロで「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」が開催された。同会議では、環境や貧困、災害等のテーマについて議論が行われ、成果文書「我々の求める未来(The Future We Want)」が採択された。同文書では、持続可能な開発を達成する上で、環境保全と経済成長を両立する「グリーン経済」が重要なツールであることを認識することや、「持続可能な開発目標(SDGs^{*100})」の策定に向けて、政府間交渉のプロセスを立ち上げ

資料IV-39 国連における持続可能な森林経営に関する政府間対話の概要

年	会議名	概要
1992	国連環境開発会議(UNCED、地球サミット)	・アジェンダ21(森林減少対策等)の採択 ・森林原則声明の採択
1995~1997	森林に関する政府間パネル(IPF)会合	・IPF行動提案とりまとめ
1997~2000	森林に関する政府間フォーラム(IFF)会合	・IFF行動提案とりまとめ
2001~	国連森林フォーラム(UNFF)会合	・UNFF多年度作業計画の策定 ・「森林に関する協調パートナーシップ(CPF)」の設置 ・WSSDへの「持続可能な森林経営の推進に関する閣僚宣言」採択
2002	持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)	・アジア森林パートナーシップの発足
2007	国連森林フォーラム第7回会合(UNFF7)	・「全てのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書(NLBI)」の採択 ・2015年に向けたUNFF多年度作業計画の策定
2011	国連森林フォーラム第9回会合(UNFF9)及び閣僚級会合	・閣僚宣言を採択 ・国際森林年の公式開幕式典開催

資料：林野庁計画課作成

*94 正式名称：「Non-legally binding authoritative statement of principles for a global consensus on the management, conservation and sustainable development of all types of forests (全ての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的合意のための法的拘束力のない権威ある原則声明)」

*95 「Intergovernmental Panel on Forests」の略。

*96 「Intergovernmental Forum on Forests」の略。

*97 「United Nations Forum on Forests」の略。

*98 森林に関する4つの世界的な目標((ア)森林の減少傾向の反転、(イ)森林由来の経済的・社会的・環境的便益の強化、(ウ)保護された森林及び持続可能な森林経営がなされた森林面積の大幅な増加と同森林からの生産物の増加、(エ)持続可能な森林経営のためのODAの減少傾向の反転)を掲げた上で、持続可能な森林経営の推進のために各国が講ずるべき国内政策や措置、国際協力等を包括的に記述した文書(NLBIは、「Non-legally binding instrument on all types of forests」の略)。

*99 林野庁プレスリリース「[第9回 国連森林フォーラム(UNFF9)]の結果について」(平成23(2011)年2月8日付け)

*100 「Sustainable Development Goals」の略。

ることなどが合意された。

森林関係については、同文書の中で、「NLBI」とUNFF9の閣僚宣言の早急な実施を促すことや、持続可能な森林経営の目的と実践を経済政策と政策決定の主流に盛り込むことの重要性が強調された(資料Ⅳ-40)。

また、「リオ+20」の開催期間中、会場には、各国や国際機関、NGO等のパビリオンが設置され、多くのサイドイベントが開催された。我が国のパビリオンでは、東日本大震災からの復興に向けた取組や、我が国の有する先進的な環境技術・省エネ技術等について展示を行った。森林関連では、「平成23年度森林及び林業の動向」のトピックスのポスターを掲示した。

(アジア太平洋地域における「持続可能な森林経営」に関する議論)

アジア太平洋地域では、2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD^{*101})」において、我が国とインドネシアの提唱により、地域レベルの対話の場として、「アジア森林パートナーシップ(AFP^{*102})」が発足した。AFPには、各国政府、国際機関、研究機関、市民社会等^{*103}が参加して、森林減少・劣化の抑制、森林面積の増加、違法伐採対策を主要テーマとして継続的に意見交換が行われている。

2011年9月には、中国の北京市において、アジア太平洋経済協力(APEC)の21か国・地域

による「APEC林業担当大臣会合」が初めて開催され、「森林と林業に関する北京声明」が採択された。同声明では、地域の森林をグリーン成長^{*104}と持続可能な発展に活かしていくため、持続可能な森林経営の維持・強化、APECでの経済連携強化、グリーン成長に資する地域社会の所得向上等15の活動に取り組むこととされた^{*105}。

日中韓の3か国では、2012年5月に、中国の北京で開催された「第5回日中韓サミット」において、「三国間の包括的な協力パートナーシップの強化に関する共同宣言」とともに、その付属文書の一つとして「持続可能な森林経営、砂漠化対処、野生生物保全に関する協力についての共同声明」が発出された。これらの共同宣言と共同声明では、3か国が持続可能な森林経営に関する協力を強化・推進することとされた^{*106}。

また、韓国との間では、同7月に韓国の抱川市^{ボチョンシ}において、林野庁長官と韓国山林庁長官が「第1回森林・林業分野におけるハイレベル定期対話」を行い、「日韓林業分野におけるハイレベル定期対話に関する覚書^{*107}」に署名した。同覚書では、日本と韓国において隔年で交互に会合を開くこと、ハイレベル定期

資料Ⅳ-40 「リオ+20」の成果文書 「The Future We Want」(森林関係概要)

○	森林が人々にもたらす社会経済環境の便益及び持続可能な森林経営のリオ+20のテーマと目的への貢献を強調。
○	「全てのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書(NLBI)」及び第9回国連森林フォーラム閣僚宣言の早急な実施を促す。
○	国連森林フォーラムがきわめて重要な役割を果たしていることを認識。
○	持続可能な森林経営の目的と実践を、経済政策及び政策決定の主流に組み込むことの重要性を強調。

資料：United Nations General Assembly：A/RES/66/288

*101 「World Summit on Sustainable Development」の略。

*102 「The Asia Forest Partnership」の略。

*103 政府：オーストラリア、カンボジア、中国、フィンランド、フランス、インド、インドネシア、日本、韓国、ネパール、マレーシア、オランダ、フィリピン、スイス、タイ、英国、米国、ベトナム、欧州連合(EU)、南スマトラ森林局(インドネシア)(20か国)、国際機関：国際連合食糧農業機関(FAO)、国際熱帯木材機関(ITTO)ほか(8機関)、研究機関、市民社会等：地球環境戦略研究機関(IGES)ほか(20機関)。

*104 自然資産が今後も我々の健全で幸福な生活のよりどころとなる資源と環境サービスを提供し続けるようにしつつ、経済成長及び開発を促進していくこと(経済協力開発機構(OECD)による)。

*105 林野庁プレスリリース「「APEC林業担当大臣会合」の結果について」(平成23(2011)年9月12日付け)

*106 外務省ホームページ「第5回日中韓サミット(概要)」

*107 Memorandum of Intent on a High-Level Dialogue in the field of forestry between the Forestry Agency of Japan and the Korea Forest Service of the Republic of Korea

対話の議題は、持続可能な森林経営の推進、木材と特用林産物の利用、木材貿易等の広範囲な内容とすることなどとされた^{*108}。

（持続可能な森林経営の「基準・指標」）

世界における持続可能な森林経営を推進するため、持続可能な森林経営に関する国際的な「基準・指標^{*109}」の作成が進められている。現在、熱帯木材生産国による「国際熱帯木材機関 (ITTO^{*110}) 基準・指標」、欧州諸国による「汎欧州プロセス (FF)」、環太平洋地域の諸国による「モンテリオール・プロセス」等の取組が進められている。我が国はこのうち、「モンテリオール・プロセス」に参加している。

「モンテリオール・プロセス」では、カナダ、米国、ロシア、我が国等の12か国^{*111}が、欧州以外の温帯林等を対象とする「基準・指標」づくりに取り組んでいる。2007年1月からは、我が国が同プロセスの事務局を務めている。

「モンテリオール・プロセス」の「基準・指標」は、1995年に7基準・67指標が策定されたが、2008年には、より計測可能で具体的かつ分かりやすいものとするため、指標の数が54指標に簡素化された（資料Ⅳ-41）。2012年7月と12月にロシアと東京で開催された「モンテリオール・プロセス技術諮

問委員会」では、指標の改訂に向けた検討が行われた^{*112}。

また、「モンテリオール・プロセス」では、FAO、ITTO、FF等と連携して、森林分野の報告事項・様式の共通化を図るため、「森林資源共同調査票 (CFRQ^{*113})」の作成を進めている。我が国は、この取組を推進するため、2012年12月に東京で開催した「モンテリオール・プロセス技術諮問委員会」に併せて、「CFRQパートナー会合」を開催するとともに、森林に関する国際報告の調和と合理化に向けた取組を紹介する国際セミナー「森林を測り、知る～森林に関する国際的報告の現状と課題～」を開催した^{*114}。

（違法伐採対策）

森林の違法な伐採は、地球規模の環境保全や持続可能な森林経営を著しく阻害する要因の一つである。違法伐採が問題となっている木材生産国では、国内における法執行体制が弱いこと、低コストで生産された違法伐採木材を持ち出すことにより大きな利潤が見込まれることなどから、違法伐採が起きやすい状況にある。

我が国は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、二国間・地域間・多

資料Ⅳ-41 モンテリオール・プロセスの7基準54指標

基準	指標数	概要
1 生物多様性の保全	9	生態系タイプ毎の森林面積、森林に分布する自生種の数等
2 森林生態系の生産力の維持	5	木材生産に利用可能な森林の面積や蓄積、植林面積等
3 森林生態系の健全性と活力の維持	2	通常の範囲を超えて病虫害・森林火災等の影響を受けた森林の面積等
4 土壌及び水資源の保全・維持	5	土壌や水資源の保全を目的に指定や管理がなされている森林の面積等
5 地球的炭素循環への寄与	3	森林生態系の炭素蓄積量、その動態変化等
6 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持増進	20	林産物のリサイクルの比率、森林への投資額等
7 法的・制度的・経済的な枠組	10	法律や政策的な枠組、分野横断的な調整、モニタリングや評価の能力等

資料：林野庁ホームページ「分野別情報－森林・林業分野の国際的取組」

*108 林野庁プレスリリース「日韓林業分野におけるハイレベル定期対話に関する覚書締結について」（平成24（2012）年7月30日付け）
 *109 「基準」とは、森林経営が持続可能であるかどうかをみるに当たり森林や森林経営について着目すべき点を示したもの。「指標」とは、森林や森林経営の状態を明らかにするため、基準に沿ってデータやその他の情報収集を行う項目のこと。
 *110 「The International Tropical Timber Organization」の略。
 *111 アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、米国、ウルグアイ。
 *112 The Montreal Process ホームページ
 *113 「The Collaborative Forest Resources Questionnaire」の略。
 *114 林野庁ホームページ「国際セミナー「森林を測り、知る～森林に関する国際的報告の現状と課題～」

国間での協力を進めるとともに、政府調達における取組等を進めている。

二国間協力としては、我が国は、2003年にインドネシアとの間で、違法伐採対策のための協力に関する「共同発表^{*115}」と「アクションプラン^{*116}」を策定・公表した。両国は、同プラン等に基づき、2010年に、木材生産国に導入可能な木材トレーサビリティ技術等を開発した^{*117}。

また、我が国は、2011年8月に、中国との間で「違法伐採及び関連する貿易への対処と持続可能な森林経営の支持についての協力に関する覚書」を締結した。同覚書では、①自国で伐採、加工、流通及び輸出入される木材・木材製品の合法性証明の仕組みを構築し、合法木材・木材製品の貿易と利用を促進すること、②木材生産国の違法伐採対策を支援すること、③国内関係法令・制度や国際的な取組等について情報交流と能力向上を行うことなどについて、両政府が共同して取り組むこととした^{*118}。

地域間協力としては、我が国は、AFPにおいて、木材の合法性を検証・確認するためのガイドラインの作成や消費者に信頼される合法性確認システムの構築等の取組に協力している。

多国間協力としては、我が国は、ITTOに対して、違法伐採対策として、熱帯木材生産国における伐採業者等への技術普及、政府の林業担当職員の能力向上と住民の森林経営への参加のための技術支援等に資金拠出を行っている。

このほか、我が国では、平成18(2006)年4月から、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「グリーン購入法基本方針」という。)」に基づき、政府調達における合

法性・持続可能性が証明された木材の利用に関する考え方を追記している^{*119}。

(森林認証の取組)

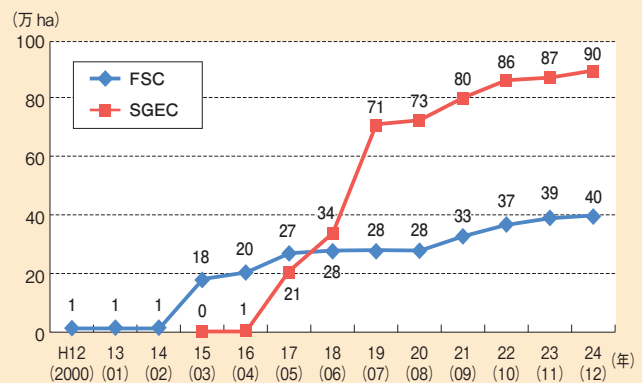
森林認証制度は、第三者機関が、森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定の基準に基づいて森林を認証するとともに、認証された森林から産出される木材・木材製品(認証材)を分別・表示管理することにより、消費者の選択的な購入を促す仕組みである。

国際的な森林認証制度としては、「世界自然保護基金(WWF^{*120})」を中心に発足した「森林管理協議会(FSC^{*121})」と、ヨーロッパ11か国の認証組織により発足した「PEFC^{*122}」の2つがあり、平成24(2012)年11月現在、それぞれ1億6,932万ha、2億3,409万haの森林を認証している。PEFCは、世界31か国の森林認証制度との相互認証の取組を進めており、認証面積は世界最大となっている。

我が国独自の森林認証制度としては、一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC(エスジェック)^{*123})が行っている認証がある。我が国における森林認証は、主にFSCとSGECによって行われている。両者によ



資料Ⅳ-42 我が国におけるFSC及びSGECの認証面積の推移



資料：FSC及びSGECホームページより林野庁企画課作成

*115 違法伐採及び違法に伐採された木材・木製品の貿易に取り組むための両国間の協力を促進することを確認した文書。

*116 インドネシアにおける違法伐採問題の解決のための合法伐採木材の確認・追跡システムの開発等を定めた文書。

*117 一般社団法人全国木材検査・研究協会「平成21年度木材追跡システム実証事業報告書」(平成22(2010)年3月)

*118 林野庁プレスリリース「違法伐採対策に関する日中覚書の署名について」(平成23(2011)年8月25日付け)

*119 適正に生産された木材を利用する取組については、第Ⅵ章(177-178ページ)を参照。

*120 「World Wide Fund for Nature」の略。

*121 「Forest Stewardship Council」の略。

*122 「Programme for the Endorsement of Forest Certification」の略。

*123 「Sustainable Green Ecosystem Council」の略。

る認証面積は年々増加しているものの、伸び幅は小さくなっている。平成24(2012)年の国内における認証面積は、それぞれ、約40万ha、約90万haとなっている(資料IV-42)。

我が国では、森林面積に占める認証森林の割合は、数%程度にとどまっており、欧州や北米の国々に比べて低位にある(資料IV-43)。これは、森林所有者にとって、認証を取得する際のコストが負担になることや、消費者の森林認証制度に対する認知度が比較的低く、認証材の選択的な消費につながってこなかったことによると考えられる。

また、認証材は、外見は非認証材と区別がつかないことから、両者が混合しないよう、加工・流通過程において、その他の木材と分別して管理する必要がある。このため、各工場における木材・木材製品の分別管理体制を審査・承認する制度(「CoC^{*124}認証」)が導入されている。現在、世界で延べ2万以上、我が国で延べ約1,800の事業者が、FSC、SGEC、PEFC等のCoC認証を取得している。

(途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+)への対応)

途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの

排出量は、世界の総排出量の2割を占めるとされており^{*125}、地球温暖化対策を進める上で森林減少・劣化からの排出を削減することが重要な課題となっている。途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出削減に向けた取組に、森林保全、持続可能な森林経営等の取組を加えたものは、「REDD+(レッドプラス)^{*126}」と呼ばれている。

我が国では、REDD+の取組として、国際交渉への参画や、ODA等を通じた協力、総合的な技術拠点の開設、国内技術者の育成、技術開発等に取り組んでいる^{*127}。

(3)我が国の国際協力

我が国は、持続可能な森林経営を推進するため、

資料IV-43 主要国における認証森林面積とその割合

	FSC (万ha)	PEFC (万ha)	合計 (万ha)	森林面積 (万ha)	認証森林の割合 (%)
オーストリア	0	260	260	389	67
フィンランド	43	2,107	2,150	2,216	97
ドイツ	54	740	794	1,108	72
スウェーデン	1,159	1,095	2,254	2,820	80
カナダ	5,427	9,954	15,381	31,013	50
米国	1,411	3,517	4,928	30,402	16
日本	40	0	40	2,498	2

注1：各国の森林面積に占めるFSC及びPEFC認証面積の合計の割合。なお、認証森林面積は、FSCとPEFCの重複取得により、実面積とは一致しない。

2：計の不一致は四捨五入による。

資料：FSC、PEFC、FAO「世界森林資源評価2010」

資料IV-44 独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じた森林・林業分野の技術協力プロジェクト等(累計)

地域	国数	終了件数	実施中件数	計
アジア・中東・大洋州	17か国	60	22	82
中南米	11か国	26	1	27
欧州・アフリカ	9か国	15	5	20
合計	37か国	101	28	129

注1：平成24(2012)年12月31日現在の数値。

2：終了件数は昭和51(1976)年から平成24(2012)年12月末までの実績。

資料：林野庁計画課調べ。

*124 「Chain of Custody(管理の連鎖)」の略。

*125 IPCC(2007)IPCC Fourth Assessment Report: Climate Change 2007: Synthesis Report: 36.

*126 「Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries; and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries」の略。

*127 REDD+については、第三章(80ページ)を参照。

技術協力や資金協力等による「二国間協力」、国際機関を通じた「多国間協力」等による国際貢献を行っている。

(二国間協力)

二国間協力は、「技術協力」と「資金協力」により実施している。

「技術協力」としては、独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じて、専門家の派遣、研修員の受入れ及び機材の供与を有機的に組み合わせた「技術協力プロジェクト」や、開発調査、研修等を実施している。平成24(2012)年度には、ケニアで新たに森林・林業分野の技術協力プロジェクトを開始した。平成24(2012)年12月末現在、森林・林業分野では、18か国で28件の技術協力プロジェクトを実施している。林野庁からは、JICAを通じて、9か国に17名の専門家を派遣している(資料Ⅳ-44、事例Ⅳ-15)。

「資金協力」としては、供与国に返済義務を課さない「無償資金協力」により、森林管理のための機材供与や森林造成のプロジェクトへの支援を行っている。また、JICAを通じて開発資金の低利・長期の貸付け(円借款)を行う「有償資金協力」により、造林の推進や人材の育成等を目的とするプロジェクトに資金の貸付けを行っている。

(多国間協力)

多国間協力としては、ITTOやFAO等を通じた協力を行っている。

ITTOは、熱帯林の持続可能な経営の促進と合法的に伐採された熱帯木材の貿易の発展を目的として、1986年に設立された国際機関で、本部を我が国(横浜市)に置いている。我が国は、ITTOに対して、本部事務局経費に加え、持続可能な熱帯林経営の推進や違法伐採対策のための普及・啓発・人材育成に必要な経費を拠出している。

事例Ⅳ-15 パプアニューギニアにおける森林現況把握への支援

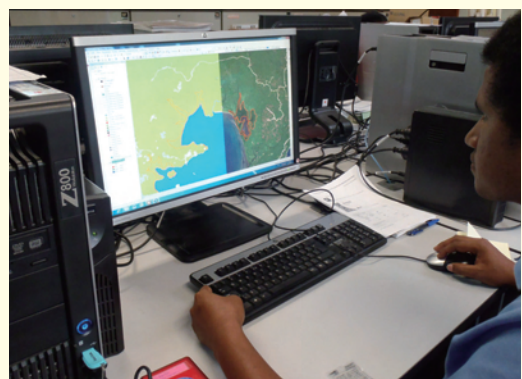
パプアニューギニアは、2,900万haの熱帯雨林を有している。同国の熱帯林は、木材輸出により国民経済の発展に寄与するとともに、生物多様性保全の観点からも重要となっている。しかしながら、同国では、森林資源の減少・劣化が大きな問題となっており、国土に占める森林面積の割合は1972年の72%から2002年には61%まで低下している。同国では、「途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+)」の実施に向けて、森林資源の管理や利用等に関する計画を立てることとしているが、政策立案に必要な森林資源の情報は十分には整備されていない。

このため、我が国は、同国政府の要請に応え、平成23(2011)年3月から3か年計画で、同国の森林公社にJICAを通じて専門家2名を派遣している。派遣された専門家は、同国の森林の現況把握とモニタリングを効率的に実施する手法を検討した上で、衛星画像やGIS等を用いたシステム構築と同システムを使うことができる人材の育成に取り組んでいる。

我が国の支援により、パプアニューギニアの森林現況を把握することが可能となり、REDD+の実施のみならず、地域社会のニーズに応じた適切な森林管理を行うことが可能となる。



森林減少の大きな要因とされる自給的農業



GISを利用して衛星画像を分析する森林公社職員

平成23(2011)年12月には、ITTOの根拠協定として、これまでの「千九百九十四年の国際熱帯木材協定」に代わり、「二千六年の国際熱帯木材協定^{*128}」が発効した。新たな協定では、協定の目的に違法伐採問題への対処や持続可能な熱帯林経営を通じた貧困軽減等が新たに追加された。平成24(2012)年には、新たにハンガリー、モザンビーク、トリニダード・トバゴの3か国が同協定を締結して、加盟国は64か国とEUになった。

平成24(2012)年11月に行われた「第48回国際熱帯木材理事会」では、ITTOの2013年から2018年までの行動計画である「ITTO行動計画2013-2018」が採択された。同計画では、ガバナンスの向上、政策枠組みの強化と資金の増進、熱帯林の経済への貢献の増大、生物多様性の保全等の6項目に取り組むこととされた。また、同理事会では、加盟国から31件、総額約6百万ドルのプロジェクト等に対する資金拠出が表明された。このうち、我が国からは、14件、総額約3.6百万ドルのプロジェクト等への拠出を表明した^{*129}。

FAOは、各国国民の栄養水準と生活水準の向上、食料・農産物の生産・流通の改善、農村住民の生活条件の改善を目的として、1945年に設立された国際機関で、本部をイタリア(ローマ)に置いている。我が国は、FAOに対して、加盟国としての分担金の拠出、途上国における持続可能な森林経営の実現に向けた人材育成等に必要な経費の拠出、職員の派

遣等の貢献を行っている。

また、2007年に世界銀行が設立した「森林炭素パートナーシップ基金(FCPF^{*130})」に対して、我が国は1千万ドルを拠出している。FCPFは、途上国に対して、森林減少の抑制やモニタリング等のための能力向上支援を行う「準備基金」と、森林減少の抑制を行った途上国に対して、排出削減量に応じた資金を提供する「炭素基金」から構成されている。同基金では、特に途上国における森林減少・劣化対策の防止に資する技術開発や人材育成に対して支援を行っている。

2012年11月現在、ベトナム等27か国が、基金を活用して能力開発支援事業を実施している。

(その他の国際協力)

このほか、林野庁では、途上国におけるCDM植林プロジェクトの実施に向けて、植林候補地の情報収集・整備に取り組んでいる^{*131}。

また、アジアやアフリカにおける難民キャンプ周辺や鉱物の採掘等によって荒廃した土地を対象に、植生回復に向けた実態の把握や技術指針の作成を支援している。

さらに、砂漠化や水資源問題が深刻化する地域を対象に、現地調査や衛星画像等を活用しながら、森林減少・劣化の現状把握等に取り組んでいる。

加えて、「日中民間緑化協力委員会^{*132}」では、中国で行われる植林緑化の事業に対して支援を行っている^{*133}。

*128 林野庁プレスリリース「『二千六年の国際熱帯木材協定』の発効について」(平成23(2011)年12月21日付け)

*129 林野庁プレスリリース「『第48回国際熱帯木材理事会』の結果について」(平成24(2012)年11月12日付け)

*130 「Forest Carbon Partnership Facility」の略。

*131 CDM植林については、第三章(71ページ)参照。

*132 中国における植林緑化協力を行う日本の民間団体等(NGO、地方自治体、民間企業)を支援することを目的として、平成11(1999)年11月に、日中両国政府が公文を交換し設立された委員会。同委員会は、日中両政府のそれぞれの代表者により構成され、助成対象とする植林緑化事業の選定に資するための情報及び意見の交換等を実施(事務局は日中緑化交流基金)。

*133 我が国の海外協力については、林野庁「RINYA」平成25(2013)年1月号:4-9参照。